

# 注意事項

1 書類審査では、運転免許証を取得した国等での免許取得後の通算滞在期間について、下記の期間を確認します。

(1) 日本の免許証または免許情報記録個人番号カード（以下、「免許証等」）への切替えに、通算3か月以上の滞在

(2) 初心運転者標識等の表示義務の確認に、通算1年以上の滞在

(3) 一般道での、二輪車の二人乗りの可否の確認に、通算1年以上の滞在

(4) 高速道路での、二輪車の二人乗りの可否の確認に、通算3年以上の滞在

※ 国等によっては、パスポートで証明できる滞在期間が異なることをあらかじめご了承ください。

※ 二輪車は、免許取得後の免許取得国での滞在期間が、通算3か月以上1年未満の場合は、すぐには二人乗りができません。

一般道で二人乗りをするには、免許取得国と日本の滞在期間を合計して通算1年以上が必要となります。

高速道路で二人乗りをするには、免許取得国と日本の滞在期間を合計して通算3年以上が必要となります。

2 大型・中型免許の申請等について

(1) 大型免許、中型免許の取得には、普通免許または準中型免許の取得が必要になります。

(2) 準中型免許・中型免許・大型免許には「深視力検査」がありますが、不合格となった場合、適性試験料金は返納できません。

3 一度に申請可能な免許の種類の数について

原則として1種類です。ただし、次の方を除きます。

(1) 特例国（29の国・地域）の方で、普通自動車とモーターサイクルなど2種目以上の免許をお持ちの方

(2) 古い日本の免許証等と外国の運転免許証で、複数の同じ免種（例えば、普通自動車とモーターサイクルなど）をお持ちの方。

4 二重国籍の方

予約当日は、お持ちのすべての国等のパスポートを持参してください。

※ 以下に該当する場合、職員が確認した結果、申請できない場合があります。

1 東京都以外で運転免許の本免許試験に合格したが、その免許証等を受け取っていない。

2 本日切り替えるものと異なる種類の免許（仮免許を除く）を現に受けている。

3 免許証等を紛失したが再交付を受けていない。

4 現在、運転免許の停止処分中または受験禁止処分中である。

5 無免許運転、酒気帯び・酒酔い運転、共同危険行為、救護義務違反等の重大違反をしたことがある（国際運転免許証所持者を含む。）。